

「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業」 募 集 要 項

徳島県では、未就学児を持つ保育士の再就職や産後休暇又は育児休業からの復帰を支援するため、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部を貸し付けます。貸付は、無利子です。

また、貸付決定を受けた日から2年間の就労継続など一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還が免除になります。

対 象 者	下記のいずれかに該当し、保育士として週20時間以上勤務する者。 ① 未就学児を持つ保育士で、保育所等に新たに勤務する者 ② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する者
貸 付 額	申請者の子どもの1ヶ月あたりの保育料の半額（千円未満切り捨て） （勤務開始日より1年間を限度） ※ただし、月額27,000円を上限とする。
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した場合は延滞利子が発生）
支 払 方 法	一括交付（申請時の指定口座へ振込み）
返 還 免 除 条 件	貸付決定を受けた日から2年の間、引き続き、児童の保護等の業務に従事したとき。（その他にも、返還の一部免除を受けられることがあります。）
提 出 書 類	保育料貸付申請書（第1-5号様式）に次の書類を添付 ・住民票（世帯全員分 続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの） ・市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票（マイナンバーの記載がないもの） ・保育士証の写し ・申請者の子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類 ・申請者の子どもの保育料が確認できる書類 ・新たに就職する場合は業務従事届（第15号様式）、 すでに雇用されている場合は就業状況報告書（第10号様式） ・個人情報の同意書
提 出 先 問 い 合 せ 先	〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：088-625-2040 ファクシミリ：088-656-1173
そ の 他	・申込は随時受け付けています。ただし、貸付枠の上限に達した場合は、申請をお断りする場合があります。